

## 【49】戦略的大学連携支援事業(新規)

平成20年度概算要求額:5,000百万円

(平成19年度予算額: - 百万円)

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成24年度

### 主管課

高等教育局大学振興課 (課長:中岡 司)

### 関係課

### 事業の概要

各大学における教育研究資源を有効活用し、それぞれの地域における教育研究水準を高めるとともに、大学の知的基盤を活用した地域・文化やコミュニティの再生・振興に積極的に貢献できるよう、一定程度の地域に所在する複数の大学が、国公私の枠を超えて協同・連携の取組を形成し、大学が担う様々な教育研究事業を共同で行えるよう重点的に支援を図る。

具体的な事業概要は以下の通り。

1. 教育研究設備の新規整備と共用促進のため、IT等を活用したネットワークの構築を図り、大学間の教育・研究設備の共同利用化を実現。
2. 各大学の人的・物的資源の有効活用を図り、大学連携による共通・専門教育の先進的なプログラムを開発・実施活用。
3. 大学間の機能共有を図り、教員の教育力の向上や高大接続に資する取組の連携実施、産学連携・知的財産のための窓口一元化、サテライトキャンパスや図書館などの共同運営により事務局機能を強化。

### 必要性

各大学が、それぞれの機能・特色等に応じて多様な発展を果たしていくことが、我が国の高等教育の強化を図る上で重要であり、その中で地方大学が果たす役割は、地域における知の拠点としての役割からも、また、地域貢献や地域ニーズを踏まえた人材育成を行う観点からも極めて高いものとする。

地方・中小大学が連携強化を図ることにより、学生や研究者の交流・流動化が一層促進されることから、大学単独ではなく複数大学によるスケールメリットを活かした教育研究活動の展開等が期待される。

また、「経済財政改革の基本方針2007」をはじめ政府諸会議において、国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を講ずる。複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを創設する旨の指摘がされており、予算・制度の両面での支援策が重要である。

このことから地方大学等がそれぞれの持てる資源を効果的に活用しつつ、地方大学が連携・協力・役割分担・協同等を目的とする「大学地域コンソーシアム」を形成していくことが重要であり、それらの取組に対して国として積極的に支援していくことが必要不可欠。

< 本事業に関係する審議会からの提言等 >

- ・ 「成長力加速プログラム」(平成19年4月25日 経済財政諮問会議)
- ・ 「教育再生会議第2次報告」(平成19年6月1日 教育再生会議)
- ・ 「イノベーション25」(平成19年6月1日 閣議決定)
- ・ 「経済成長戦略大綱(改訂)」(平成19年6月19日)
- ・ 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日 閣議決定)

## 効率性

本事業を実施することにより、全国の各地域において「広域型」、「地元密着型」、「教育研究高度化型」など、多様で特色ある大学間の戦略的な協同・連携の取組を促進し、それぞれ年間10拠点程度(合計40拠点程度)を形成することが可能となる。

本事業は複数大学間の協同・連携による取組への支援であるため、各大学における教育研究資源の有効活用が可能であることに加え、大学教育の共同プログラムの開発・実施や研修事業等の共同運営、事務局機能の共有化などが期待されるものである。また、本事業により教育研究水準の更なる高度化や地域貢献の機能強化が図られ、非常に効率性の高い事業であると考ええる。

## 有効性

(施策目標)

施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上

本事業の実施により、個々の大学の枠を超えた組織的な教育研究事業が可能となることに加え、地域振興の核となる大学システムを構築することにより、一層の地域貢献活動の展開や、地域ニーズに対応した人材育成が期待されるものと考ええる。

## 公平性、優先性

教育再生会議がまとめた第2次報告では、地域、世界に貢献する大学・大学院の再生に向けて、「国は、地域の人材育成や地域経済の活性化のため、国公立を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」を形成することを支援する」と提言している。また政府諸会議からも、「地域振興の核となる大学システムの構築を図るため、地域の大学が協同で行う地域貢献活動や地域ニーズに対応した人材育成の促進を図る」などの様々な提言がなされており、本事業の重要性が伺える。

このように本事業は我が国の重要政策として位置づけられており、優先的かつ重点的に実施すべき政策である。

## 18年度実績評価結果との関係

特になし

## 広報計画

特になし

## 備考

特になし

# 戦略的大学連携支援事業

平成20年度要求額 50億円(新規)

～ 国公私を超えた大学間の戦略的な連携の取組を支援し、地方の大学教育を一層充実～

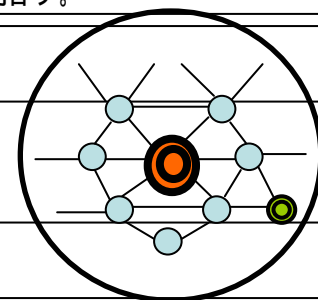
## 経済財政改革の基本方針2007(19.6.19閣議決定)

### 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

- ・国公私を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。
- ・国公私を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。

### 事業目的

各大学の資源の有効活用による地域における国公立大学の教育研究環境等の充実  
大学間の連携強化による個性化・特色化の加速、教育研究水準の更なる高度化



### 現状・課題

地方の大学、特に地方の私立大学が地域活性化等に果たす役割は大きい

現存する大学コンソーシアムの機能は限定的であり、多様なニーズに対応することは困難

地方小規模大学単独の人的・物的資源では地域の知の拠点としての対応に限界

地域における各大学の資源の有効活用、教育研究環境の整備が不十分

大学の機能別分化を推進するため、個性・特色ある複数大学間の連携強化が必要

### 事業内容

戦略的な連携により事業目的を達成するため、将来目標を含む具体的な「大学間連携戦略」を策定

IT等を活用した教育研究設備のネットワーク構築  
(教育研究設備の新規整備と共用促進)

大学連携による共通・専門教育の先進的なプログラム開発  
(複数大学の共同による学位授与、連合大学院等)

地域の教育研究資源の結集による知の拠点としての機能を強化

(産学官連携、豊富な生涯学習教育の提供、国際交流など)

大学間の連携による効率的かつ効果的な大学運営  
(事務局機能の強化)

全国の各地域において、「広域型」、「地元密着型」、「教育研究高度化型」など、多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組を促進するため、今後5年間で200件程度の取組を3年間継続して支援